



和歌山市公報

令和4年（2022年）2月15日

第1721号

発行所 和歌山市役所

発行日 毎月 1日 15日

目次

【規則】

番号		ページ
2	和歌山市財務規則の一部を改正する規則	(生活支援第2課) 2
3	和歌山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則	(建築指導課) 2
4	和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(人事課) 3

【告示】

39	道路区域の変更及び供用開始	(道路管理課) 3
40	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(自治振興課) 4
41	公示送達（配当計算書）	(納税課) 4
42	道路区域の決定及び供用開始	(道路管理課) 4
43	自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 5
44	自転車等の移動及び保管	(まちなみ景観課) 5
45	放置自転車等の処分	(まちなみ景観課) 6
46	道路区域の変更及び供用開始	(道路管理課) 7
47	市議会定例会の招集	(財政課) 7
48	地縁による団体の告示された事項の変更の届出	(自治振興課) 7
49	公示送達（令和3年度第7期介護保険料督促状）	(介護保険課) 7
50	介護保険法の規定による事業を廃止する旨の届出	(指導監査課) 8
51	介護保険法施行規則の規定による事業を廃止する旨の届出	(指導監査課) 8
52	介護保険法の規定による指定居宅サービスに係る指定、指定居宅介護支援に係る指定及び指定介護予防サービスに係る指定	(指導監査課) 8
53	介護保険法の規定による指定地域密着型サービスに係る指定	(指導監査課) 9
54	介護保険法の規定による第1号事業に係る指定	(指導監査課) 9
55	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害者支援課) 10
56	道路区域の変更及び供用開始	(道路管理課) 10

【公告】

○	道路位置の指定	(建築指導課) 10
○	所有者等の所在が明らかでない土地に係る筆界案の作成	(地籍調査課) 11
○	道路位置の指定	(建築指導課) 11
○	変更後の和歌山農業振興地域整備計画の縦覧	(農林水産課) 11
○	都市公園の区域の変更	(公園緑地課) 11

【選挙管理委員会告示】

5	選挙管理委員会の招集	(選挙管理委員会事務局) 12
---	------------	-----------------

【 農業委員会公告 】

- 農業委員会総会の招集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 13
- 農用地利用集積計画の縦覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（農業委員会事務局） 13

【 企業局告示 】

- 5 和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者・・・・・・・・（企業総務課） 13

【 消防局訓令 】

- 1 予防技術資格者の認定等に関する事務処理規程・・・・・・・・・・・・・・・・（予防課） 14

【 規 則 】

和歌山市財務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年2月9日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第2号

和歌山市財務規則の一部を改正する規則

和歌山市財務規則（昭和39年規則第15号）の一部を次のように改正する。

第54条に次の1号を加える。

（19）住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（令和4年2月9日揭示済）

和歌山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則を公布する。

令和4年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第3号

和歌山市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の施行に関し、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（許可申請書の添付図書）

第2条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第18条第1項の市長が規則で定める図書又は書面は、次の表に掲げる図書又は書面とする。

図書又は書面の種別	明示すべき事項
理由書	申請を行う理由
付近見取図	国土基本図（縮尺2, 500分の1）
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁、井戸及びし尿浄化槽の位置、建築物の各部分の高さ、敷地の接する道路の位置及び幅員並びに隣接建築物の用途及び構造
敷地高低図	縮尺、道路並びに敷地及び周囲の土地と建築物との高さの関係

各階平面図	縮尺、方位、各階の床面積、間取、各室の用途及び面積、壁及び筋かいの位置及び種類、開口部及び防火戸の位置、外壁の構造並びに主要部分の寸法並びに申請に係る建築物が工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供するものである場合は、機械器具の配置、名称並びに危険物の種類及び貯蔵する位置
2面以上の立面図	縮尺、開口部の位置並びに外壁、軒裏の構造及び仕上材料
断面詳細図	縮尺、建築物の床の高さ、各階の天井の高さ、軒の高さ及び全体の高さ、屋根、床、内壁及び天井の仕上材料並びに軒及びひさしの出
公図	公図の写し
登記事項証明書	敷地の登記事項証明書
日影図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、建築物の各部分の平均地盤面からの高さ、建築基準法（昭和25年法律第201号）第56条の2第1項の水平面（以下この表において「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下この表において「測定線」という。）、建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から30分ごとに午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状並びに建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間又は水平面に生じさせる日影の等時間日影線

2 市長は、前項に掲げる図書又は書面以外の図書又は書面で特に必要と認めて指定するものを添付させることができる。

附 則

この規則は、令和4年2月20日から施行する。

（令和4年2月15日揭示済）

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

和歌山市規則第4号

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年規則第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1職種別基準表行政職給料表職種別基準表（1）中「母子福祉指導員」を「母子・父子自立支援員」に改め、「労働相談員」の次に「スポーツ推進専門員」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年2月15日揭示済）

【 告 示 】

和歌山市告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年2月2日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月2日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長(m)	幅員(m)
21-7	松江木本線	和歌山市榎原26番2地先 ～ 和歌山市榎原26番2地先	旧	38.3	4.10 ～ 5.50
			新	38.3	7.00 ～ 7.40

(令和4年2月2日揭示済)

和歌山市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月3日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
雑賀地区水軒自治会	代表者の氏名及び住所	豊田達之 和歌山市西浜1375	豊田善之 和歌山市西浜1352	平成22年4月1日
	代表者の氏名及び住所	豊田善之 和歌山市西浜1352	松本 潔 和歌山市西浜1259	平成30年4月21日

(令和4年2月3日揭示済)

和歌山市告示第41号

配当計算書を送達すべきところ、住所及び居所が明らかでないため送達できないので、和歌山市税条例（昭和29年条例第30号）第16条の規定により次のとおり告示する。

なお、送達すべき配当計算書は納税課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年2月4日

和歌山市長 尾花正啓

(登載省略)

(令和4年2月4日揭示済)

和歌山市告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように決定し、令和4年2月4日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月4日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	起点 終点	延長(m)	幅員(m)
26-19	西脇19号線	和歌山市西庄558番6地先 ～ 和歌山市西庄992番2地先	110.1	6.50 ～ 8.00

(令和4年2月4日揭示済)

和歌山市告示第43号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条第2項の規定に基づき、放置禁止区域内に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年2月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
J R和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和4年1月22日及び同月28日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所

所在地 和歌山市宇治家裏167番1

電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

(1) 自転車等の鍵

(2) 住所及び氏名を確認できるもの

(3) 印鑑

(4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

（令和4年2月8日揭示済）

和歌山市告示第44号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第9条の2第2項の規定に基づき、放置禁止区域外に放置されていた自転車等を移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年2月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 放置されていた場所及び移動し、保管した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日
和歌山市内一円市道上、無料駐輪場、紀和駅前公園及び港公園	令和4年1月18日、同月19日、同月26日及び同月31日

2 移動し、保管した理由

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例第9条の2第2項に該当したため

3 保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
所在地 和歌山市宇治家裏167番1
電話 422-4100

4 返還を受けるために必要なもの

- (1) 自転車等の鍵
- (2) 住所及び氏名を確認できるもの
- (3) 印鑑
- (4) 費用

自転車	1台につき	2,500円
原動機付自転車 普通自動二輪車 大型自動二輪車	1台につき	4,000円

5 返還できる日時等

(1) 返還日

月曜日から土曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(3) その他

(1) 及び (2) にかかわらず、天災地変により返還できないときもある。

6 問い合わせ先

和歌山市都市建設局都市計画部まちなみ景観課 電話 435-1082

(令和4年2月8日揭示済)

和歌山市告示第45号

和歌山市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年条例第9号）第10条第3項の規定に基づき、利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、同条第4項の規定により告示する。

令和4年2月8日

和歌山市長 尾花正啓

1 処分理由

移動し、保管した旨を告示した日から起算して90日を経過したが、引取りがないため

2 処分年月日

令和4年2月9日

3 処分自転車等の放置されていた場所、移動し、保管した年月日及び移動し、保管した旨を告示した年月日

放置されていた場所	移動し、保管した年月日	移動し、保管した旨を告示した年月日
JR和歌山駅中央口周辺自転車等放置禁止区域	令和3年10月15日	令和3年10月25日
和歌山市内一円市道上及び紀和駅前公園	令和3年10月4日、同月5日、同月7日、同月8日及び同月11日から同月13日まで	令和3年10月25日

4 処分自転車等の保管場所

名称 紀和駅前自転車等保管所
所在地 和歌山市宇治家裏167番1
電話 422-4100

(令和4年2月8日揭示済)

和歌山市告示第46号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年2月8日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月8日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長(m)	幅員(m)
41-85	名草85号線	和歌山市毛見12番10地先 ～ 和歌山市毛見10番5地先	旧	89.1	3.40 ～ 4.40
			新	89.1	4.70 ～ 7.10

(令和4年2月8日揭示済)

和歌山市告示第47号

和歌山市議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年2月10日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 期日 令和4年2月17日
- 2 場所 和歌山市議会議場

(令和4年2月10日揭示済)

和歌山市告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和4年2月14日

和歌山市長 尾花正啓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
湯屋谷自治会	代表者の氏名及び住所	坂井忠雄 和歌山市湯屋谷41	山口 薫 和歌山市湯屋谷49	令和3年4月 11日
	主たる事務所の所在地	和歌山市湯屋谷41	和歌山市湯屋谷49	

(令和4年2月14日揭示済)

和歌山市告示第49号

次に係る別紙の者は、その住所及び居所が明らかでないため介護保険料督促状の送達ができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

なお、送達すべき介護保険料督促状は、介護保険課において保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和4年2月14日

和歌山市長 尾花正啓

年度	期別	種別	備考
令和3年度	第7期	介護保険料	督促状の指定納付期限を令和4年2月28日に変更する。

(別紙省略)

(令和4年2月14日揭示済)

和歌山市告示第50号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 12762	株式会社R&C	ヘルパーステーションH&C 和歌山市西浜1084-7 西浜Village39号室	訪問介護	令和4年1 月10日
30701 13455	テック・ケア株式会社	ヘルパーステーションモモ紀三井寺 和歌山市紀三井寺1063番地	訪問介護	令和4年1 月28日

(令和4年2月15日揭示済)

和歌山市告示第51号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の3第2項第4号の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
30701 12762	株式会社R&C	ヘルパーステーションH&C 和歌山市西浜1084-7 西浜Village39号室	予防給付型訪問サービス	令和4年1 月10日
30701 13455	テック・ケア株式会社	ヘルパーステーションモモ紀三井寺 和歌山市紀三井寺1063番地	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和4年1 月28日

(令和4年2月15日揭示済)

和歌山市告示第52号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定居宅サービスに係る指定、第46条第1項の指定居宅介護支援に係る指定及び第53条第1項本文の指定介護予防サービスに係る指定をしたので、同法第78条、第85条及び第115条の10の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30601 91214	川福石油株式会社	訪問看護ステーション優々 和歌山市秋月62-11 メゾン秋月201	訪問看護 介護予防訪問看護	令和4年 2月1日

30701 14057	株式会社彩葉	ケアチームシャイニーSmile 和歌山市有家243番地3 106	訪問介護	令和4年 2月1日
30701 14065	株式会社彩葉	居宅介護支援事業所シャイニーSmile 和歌山市有家243番地3 106	居宅介護支援	令和4年 2月1日
30701 14073	有限会社すずらん	楠見第5デイサービスセンターすずらん 和歌山市楠見中296-4	通所介護	令和4年 2月1日
30701 14081	合同会社智福	居宅介護支援事業所レリアン 和歌山市湊543-1	居宅介護支援	令和4年 2月1日

(令和4年2月15日揭示済)

和歌山市告示第53号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文の指定地域密着型サービスに係る指定をしたので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30901 01548	有限会社すずらん 和歌山市楠見中295番地の5 前原秀雄 和歌山市栄谷959-330	楠見第4介護センター すずらん 和歌山市楠見中296-4	看護小規模多機能型居宅介護	令和4年2月1日
30901 01555	有限会社MOTHER 和歌山市北島468-8 山下和良 和歌山市磯の浦391-2	わくわくMOTHER デイホーム北島 和歌山市北島468-8	地域密着型通所介護	令和4年2月1日

(令和4年2月15日揭示済)

和歌山市告示第54号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項の第1号事業に係る指定をしたので、和歌山市介護予防・日常生活支援総合事業に係る第1号事業に関する規則（平成28年規則第94号）第16条の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

介護保険事業者番号	事業者又は開設者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
30701 14057	株式会社彩葉	ケアチームシャイニーSmile 和歌山市有家243番地3 106	予防給付型訪問サービス 生活支援型訪問サービス	令和4年2月1日
30701 14073	有限会社すずらん	楠見第5デイサービスセンターすずらん 和歌山市楠見中296-4	予防給付型通所サービス	令和4年2月1日
30901	有限会社MOTH	わくわくMOTHERデイ	予防給付型通所サービス	令和4年2

01555	ER	ホーム北島 和歌山市北島468-8	月1日
-------	----	----------------------	-----

(令和4年2月15日揭示済)

和歌山市告示第55号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定をしたので、同法第51条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	指定に係る種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010123804	ケアチーム マイル	和歌山市 有家24 3番地3	居宅介護、 重度訪問介護	特定なし	株式会社 彩葉	和歌山市吉 礼627番 地18	令和4 年2月 1日	令和10 年1月3 1日
3010122335	げんき高 積	和歌山市 和佐関戸 51番地 1	生活介護	特定なし	一般社団 法人Sh akeH ands	和歌山市和 佐関戸51 番地1	令和4 年2月 1日	令和10 年1月3 1日

(令和4年2月15日揭示済)

和歌山市告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路区域を次のように変更し、令和4年2月15日から供用を開始する。

その関係図面は、和歌山市都市建設局道路河川部道路管理課において告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和4年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

整理番号	路線名	区域変更の区間	旧新別	延長(m)	幅員(m)
37-47	紀伊47号線	和歌山市北278番1地先 ～ 和歌山市永穂398番1地先	旧	31.8	3.00
			新	31.8	4.20
37-49	紀伊49号線	和歌山市北247番1地先 ～ 和歌山市永穂640番地先	旧	40.8	3.00
			新	40.8	4.20

(令和4年2月15日揭示済)

【 公 告 】

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和4年2月4日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日	道路名	道路の位置	道路の延長及び幅員
-------	-----	-------	-----------

指定番号			
令和4年2月1日 第124号	新和歌浦梅原線	和歌山市砂山南2丁目～西 小二里2丁目、西浜字中新 堤内ノ坪地内	延長 1,800m 幅員 19.0～22.0m

(令和4年2月4日揭示済)

土地の所有者等の所在が明らかでなく土地の所有者等の確認を得ることができないため、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第2項の規定により筆界案を作成したので、同条第3項の規定により公告する。

令和4年2月7日

和歌山市長 尾花正啓

- 1 土地の所在・地番
和歌山市加太字北仲丁1440番
- 2 筆界案を確認することができる場所
名称 和歌山市都市建設局建設総務部地籍調査課
所在地 和歌山市七番丁11番地1 アラスカビル2階
電話 073-435-1075
- 3 筆界案を確認することができる者
1に記載した土地の所有者その他の利害関係人又はこれらの者の代理人のうちで所在が明らかでない者
- 4 筆界案の作成者
和歌山市
- 5 3に記載した者は、公告の日から起算して20日間（ただし、期間の末日が休日に当たるときは、その翌日までの間）意見を申し出ることができる。なお、当該期間を経過しても申出がないときは、3に記載した者の確認を得ずに調査を行う。

(令和4年2月7日揭示済)

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号による道路の位置を次のとおり指定する。

令和4年2月8日

和歌山市長 尾花正啓

指定年月日 指定番号	地名地番	申請者住所氏名	道路幅員×延長 総延長
令和4年2 月4日 和建指第2 697号	和歌山市福島字小路口 155番2、3、4、 5、6、156番1、 4、6、8、9	和歌山市六十谷35番 地10 サイトラスト株式会社 代表取締役 大平完介	6.00m×37.49m 5.80m～6.00m×24.45m 6.00m×23.54m 85.48m

(令和4年2月8日揭示済)

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定により和歌山農業振興地域整備計画を令和4年2月14日に変更したので、同条第4項において準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の和歌山農業振興地域整備計画を和歌山市産業交流局農林水産部農林水産課において縦覧に供する。

令和4年2月14日

和歌山市長 尾花正啓

(令和4年2月14日揭示済)

和歌山市都市公園条例（昭和33年条例第25号）第15条の2の規定に基づき、都市公園の区域を次のとお

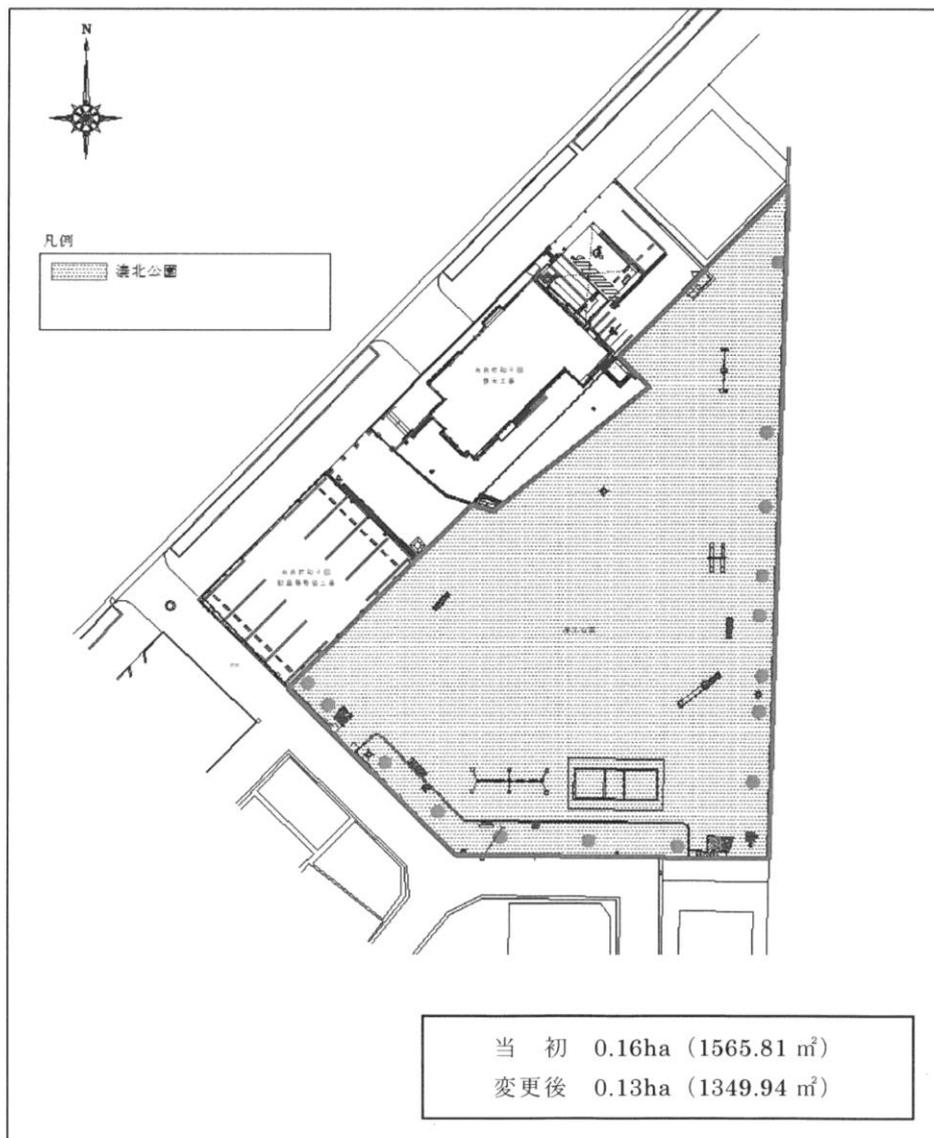
り変更したので公告する。

令和4年2月15日

和歌山市長 尾花正啓

名称	位置	区域	供用開始の期日
湊北公園	和歌山市伝法橋南ノ丁18	別図のとおり	令和4年2月15日

別図



(令和4年2月15日揭示済)

【 選挙管理委員会告示 】

和歌山市選挙管理委員会告示第5号

和歌山市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和4年2月4日

和歌山市選挙管理委員会
 委員長 大西 勉 己

- 1 日時 令和4年2月16日（水）午後1時00分
- 2 場所 和歌山市西汀丁36番地
和歌山商工会議所1階選挙管理委員会室
- 3 案件
 - (1) 選挙人名簿から抹消するについて
 - (2) 在外選挙人名簿に登録するについて
 - (3) 在外選挙人名簿から抹消するについて
 - (4) 個人演説会等の公営施設の指定の追加について
 - (5) 和歌山市長選挙の選挙期日等について

（令和4年2月4日揭示済）

【 農 業 委 員 会 公 告 】

和歌山市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和4年2月7日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績

- 1 開催日時
令和4年2月10日 13時00分
- 2 開催場所
和歌山市農業委員会事務局会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農用地区域除外に係る意見について
 - (2) 農地法第2条の農地でない旨の証明願について
 - (3) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - (5) 農用地利用集積計画について
 - (6) 非農地通知について

（令和4年2月7日揭示済）

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、当該農用地利用集積計画を和歌山市農業委員会事務局において縦覧に供する。

令和4年2月10日

和歌山市農業委員会
会長 谷 河 績
（令和4年2月10日揭示済）

【 企 業 局 告 示 】

和歌山市企業局告示第5号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により和歌山市企業局指定給水装置工事事業者として指定を受けた者を、和歌山市水道事業給水条例施行規程（平成10年水道局規程第2号）第27条第1号の規定により告示する。

令和4年2月4日

和歌山市公営企業管理者 瀬崎 典男

事業者	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	登録番号
大阪府貝塚市麻生中687番地1 株式会社良本設備工業 代表取締役 良本晃一	株式会社良本設備工業	大阪府貝塚市麻生中 687番地1	令和4年1月 13日	第625号

(令和4年2月4日揭示済)

【 消 防 局 訓 令 】

消防局訓令第1号

予防技術資格者の認定等に関する事務処理規程を次のように定める。

令和4年2月15日

和歌山市消防局長 吉野 楠 哉

予防技術資格者の認定等に関する事務処理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、消防力の整備指針第32条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件（平成17年消防庁告示第13号。以下「資格者告示」という。）に定める予防技術資格者の認定等について必要な事項を定めるものとする。

(予防技術資格者の資格区分)

第2条 予防技術資格者の資格区分及び要件は、次の各号に掲げる資格区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 防火査察専門員（立入検査、防火管理、違反処理等の防火査察に関する業務を担当する消防職員をいう。）

ア 資格者告示第1条各号のいずれかに該当する消防職員で、予防技術検定のうち防火査察の区分に合格した消防職員

イ 指定予防業務のうち、防火管理、防火査察又は違反処理に関する業務に従事した経験を有し、資格者告示附則第4項各号のいずれかに該当する消防職員

(2) 消防用設備等専門員（消防同意、消防用設備等に関する業務を担当する消防職員をいう。）

ア 資格者告示第1条各号のいずれかに該当する消防職員で、予防技術検定のうち消防用設備等の区分に合格した消防職員

イ 指定予防業務のうち、消防同意又は消防用設備等に関する業務に従事した経験を有し、資格者告示附則第4項各号のいずれかに該当する消防職員

(3) 危険物専門員（危険物に関する業務を担当する消防職員をいう。）

ア 資格者告示第1条各号のいずれかに該当する消防職員で、予防技術検定のうち危険物の区分に合格した消防職員

イ 指定予防業務のうち、危険物に関する業務に従事した経験を有し、資格者告示附則第4項各号のいずれかに該当する消防職員

(予防業務従事経験年数の算定)

第3条 前条各号に規定する予防技術資格者の予防業務に従事した経験年数の算定は、次のとおりとする。

(1) 消防局予防課、消防署予防班に従事した年数は、前条各号に該当するものとする。

(2) 消防署の警防査察業務に従事した年数は、前条第1号に該当するものとする。

(予防技術資格者の申請)

第4条 消防職員のうち、資格者告示第1条各号のいずれかに該当する者は、予防技術資格者認定申請書（別記様式第1号）により、消防長に資格の認定を申請することができる。

（予防技術資格者の認定）

第5条 消防長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を精査し適当と認めるときは、申請者に対し予防技術資格者認定証（別記様式第2号）を交付するとともに、予防技術資格者名簿（別記様式第3号）に必要事項を記載するものとする。

（予防技術資格者胸章の貸与）

第6条 予防技術資格者胸章は、前条の規定により予防技術資格者認定を受けた者に貸与する。

2 予防技術資格者胸章の素材、形状、寸法等は別図1のとおりとする。

3 予防技術資格者は、第2条の予防業務に従事するときに予防技術資格者胸章を着用するものとする。

（1）第2条各号の全ての資格を取得した予防技術資格者は金色、2つの資格を取得した予防技術資格者は銀色、1つの資格を取得した予防技術資格者はピンク色の予防技術資格者胸章を着用する。

（2）消防長又は消防署長は、予防技術資格者が活動服等次項に規定する服以外の服を着用するときであっても予防技術資格者胸章の着用を命ずることができる。

4 予防技術資格者胸章は、冬服及び夏服の右胸部で階級章上部に着用するものとする。

（予防技術検定受検資格の申請）

第7条 予防技術検定を受検する消防職員は、消防長に予防技術検定受検資格証明申請書（別記様式第4号）を提出し、証明を受けるものとする。

（予防技術検定受検資格の証明）

第8条 消防長は、消防職員に対し予防技術検定の受検資格を証明するときは、予防技術検定受検資格証明書（別記様式第5号）により行うものとする。

（予防技術検定受検結果の報告）

第9条 予防技術検定に合格した消防職員は、検定実施機関が発行する合格した旨を証明する書類により、消防長に報告するものとする。

（雑則）

第10条 予防技術資格者の認定等に関する事務は、予防課長が処理するものとする。

2 予防技術資格者の資格を別図2で示す。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和4年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、現に消防職員である者のうち、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、予防技術資格者の認定を受けているものが施行日において第2条に定める要件に該当するときは、その者に対しては施行日において第5条の規定による認定があったものとみなす。

別記様式第1号（第4条関係）

予防技術資格者認定申請書

年 月 日	
和歌山市消防長 様 所属名 職・氏名	
認定区分	<input type="checkbox"/> 防火査察専門員 <input type="checkbox"/> 消防用設備等専門員 <input type="checkbox"/> 危険物専門員
認定要件	<input type="checkbox"/> 予防技術検定の合格 （資格者告示第1条各号） <input type="checkbox"/> 資格者告示附則第4項各号
予防業務 従事経歴	従 事 期 間
	年 月 日 ～ 年 月 日
	年 月 日 ～ 年 月 日
	年 月 日 ～ 年 月 日
	年 月 日 ～ 年 月 日
	年 月 日 ～ 年 月 日
	年 月 日 ～ 年 月 日
従事期間合計	年 月（1か月未満切捨て）
その他 必要事項	

備考 認定区分欄は、該当する□にレ点を記入する。
提出先は予防課

別記様式第 2 号（第 5 条関係）

予防技術資格者認定証

氏名

消防力の整備指針第 3 2 条第 3 項
の規定に基づき、予防技術資格者の
資格を定める件（平成 1 7 年消防庁
告示第 1 3 号）に基づく予防技術資
格者〔 専門員〕として認
定する

年 月 日

和歌山市消防長



別記様式第4号（第7条関係）

予防技術検定受検資格証明申請書

年 月 日

和歌山市消防長 様

所 属

階 級

氏 名

（ 年 月 日生）

予防技術検定を受検しますので、消防力の整備指針第32条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件（平成17年消防庁告示第13号）

第2条第1号に基づく受検の資格証明

第2条第4号に基づく受検の資格証明

の交付を申請します。

該当する□に✓印を記入すること。

予防業務 従事経歴	従事期間		所属名 班
	年 月 日	～ 年 月 日	
	年 月 日	～ 年 月 日	
	年 月 日	～ 年 月 日	
	年 月 日	～ 年 月 日	
従事期間合計	年 月（1か月未満切捨て）		

別記様式第5号（第8条関係）

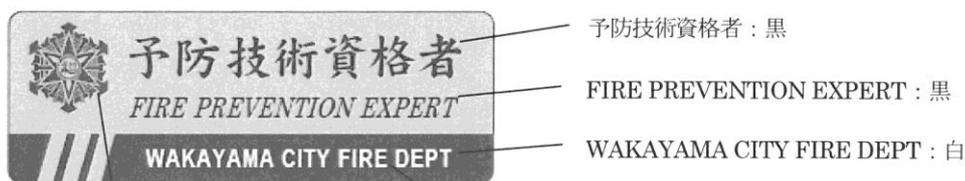
予防技術検定受検資格証明書

氏名		年 月 日生
職務内容		
実務経験期	年 月 日から 年 月 日まで (年 月)	
<p>上記の者は、消防力の整備指針第32条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める件（平成17年消防庁告示第13号）</p> <p><input type="checkbox"/> 第2条第1号に該当すること</p> <p><input type="checkbox"/> 第2条第4号に該当すること</p> <p>を証明します。</p> <p>証明年月日 年 月 日</p> <p>事業所名 和歌山市消防局</p> <p>証明者 和歌山市消防長 印</p> <p>※ 該当するものに✓印を表示しています。</p>		

別図1（第6条関係）

1 素材はアクリルとし、形状及び色は次のとおりとする。

(1) バックを金色とし図のとおり



消防マーク：濃青

デザインライン：濃青

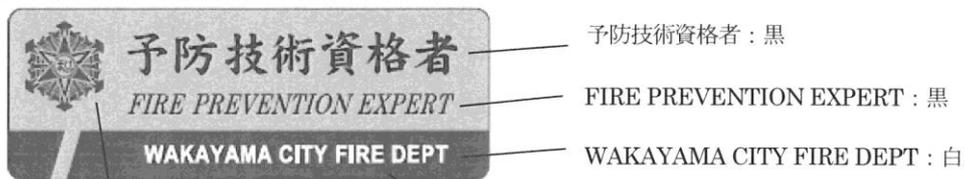
(2) バックを銀色とし図のとおり



消防マーク：濃青

デザインライン：濃青

(3) バックをピンク色とし図のとおり



消防マーク：濃青

デザインライン：濃青

2 寸法

(1) 縦 25ミリ

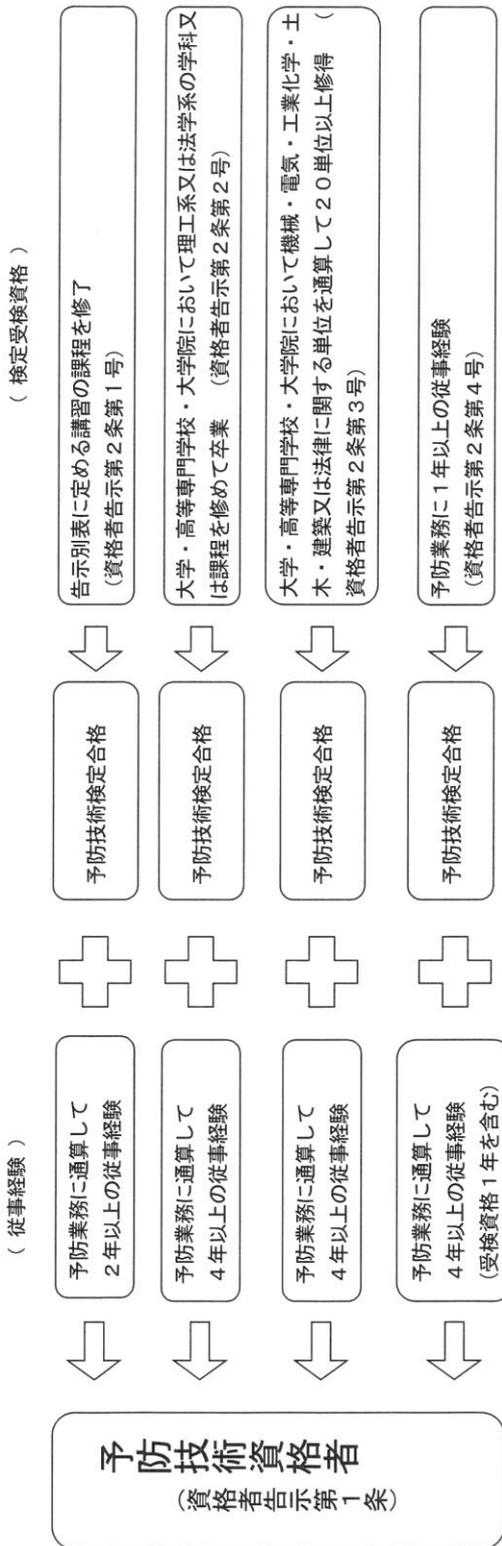
(2) 横 70ミリ

3 裏部

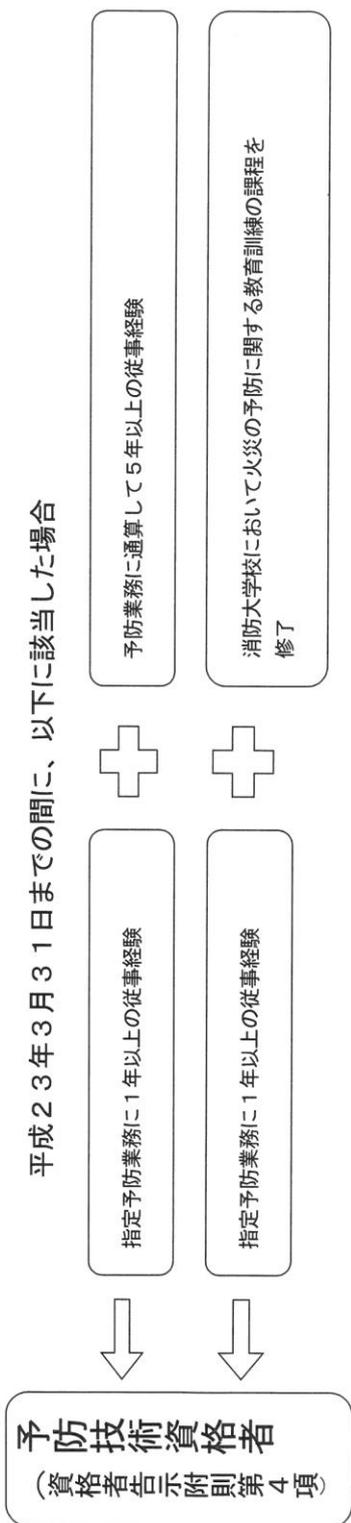
安全ピンを付ける。

別図 2 (第 9 条関係)

予防技術資格者の資格



注) 上記従事経験については、受検の前後を問わない。



(令和4年2月15日揭示済)

【 正 誤 】

令和3年12月17日付け和歌山市公報号外第13号中

ページ	行	誤	正
10	上から1行目	第6条第4項第3号	第6条第3項第3号